

坂出市障がい者福祉計画および
第 6 期障がい福祉計画
(骨子案)

令和 2 年 8 月 2 4 日

坂出市ふくし課

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象者
- 6 計画の策定体制

第2章 障がい者を取り巻く状況

- 1 人口構造
- 2 障がい者の状況
- 3 障がい児の状況
- 4 サービスの利用状況
- 5 アンケート調査からみる障がい者の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

第4章 障がい者福祉施策の展開【障がい者福祉計画】

- 1 理解と交流の促進
- 2 保健・医療の推進
- 3 療育・教育の充実
- 4 自立した生活支援の推進
- 5 雇用・就業支援の推進
- 6 安全・安心な生活環境の整備
- 7 情報提供・相談支援体制の充実
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進

第5章 第6期障がい福祉計画

- 1 令和5年度の成果目標
- 2 障がい福祉サービス等の見込量
- 3 地域生活支援事業の見込量

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の点検・評価および改善

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成21年には障がい者福祉計画の見直し、平成24年には『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』の策定、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行しました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められました。

さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されたところです。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

H18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

H19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障，アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

H22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず，相互に個性の差異と多様性を尊重し，人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成22年12月10日 公布・施行
- 発達障がいが障害者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成23年10月1日 施行
- グループホーム利用の助成
- 同行援護の創設
- 平成24年4月1日 施行
- 応能負担原則への見直し
- 支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止，教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化，難病患者への支援，地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止，人権被害救済などを規定

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

- 平成26年4月1日 施行
- 障害支援区分の創設，重度訪問介護の対象拡大，ケアホームとグループホームの統合，地域移行支援の対象拡大

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- 自立生活援助，就労定着支援，居宅訪問型児童発達支援の創設
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

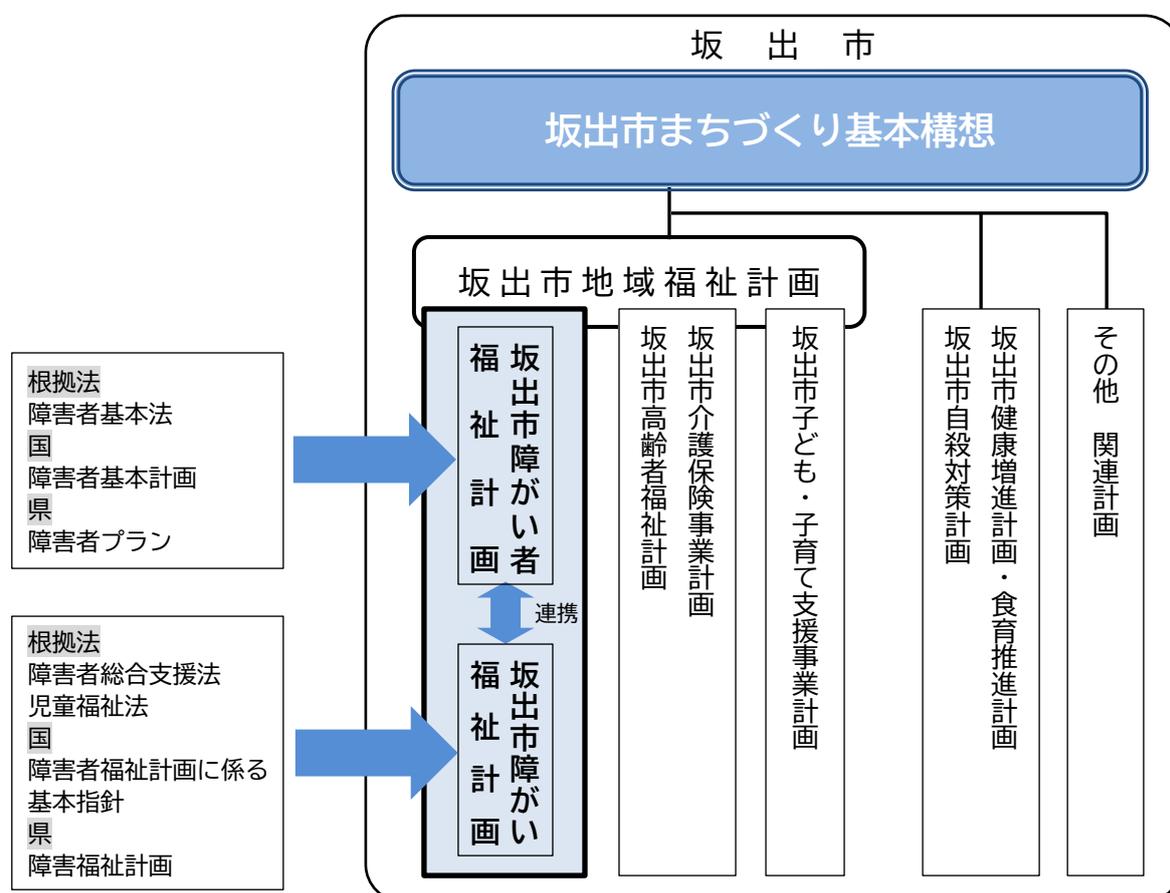
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

「坂出市第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は、2つの計画を一体的に策定しますが、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者福祉計画（第3期）								
平成27年から6年間			障がい者福祉計画（第4期）					
			6年間					
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)								
3年間			第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)					
			3年間					

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定体制

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

平成26年度に実施したアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行いました。

調査対象者	身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳のそれぞれ所持者
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年6月に配布し，3週間程度の調査期間
回収状況	配布数 1,400人 有効回収数 789人 有効回収率 56.4%

(3) ヒアリング調査の実施

A. 団体・事業所意向調査

○障がい者関係団体および事業所に対して意向調査を行いました。

B. 庁内調査

○前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行いました。

(4) パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで

本計画は、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、「自分らしく」暮らすことのできる社会を実現するため、本市が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性を定めるものです。

平成28年に厚生労働省が「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を公表し、障がい者福祉の分野にもその理念が取り入れられているところではありますが、障がい者アンケート調査によると、地域共生社会が進んでいると評価している人は少なく、「前進していると感じない」人が過半数となっています。

本計画を推進するに当たり、本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが、どこでも誰とでも「自分らしく」生活するための選択の機会が確保され、障がい者が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していくことが「地域共生社会の実現」につながることから、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいかなければならないと考えています。

本計画では、これらのことを総合的に勘案し、「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」を基本理念とします。

2 基本目標

(1) 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」過ごす～

障がい者アンケートでは、「自由時間の過ごし方」について、障がいの特性にもよりますが、多くの項目で実際の過ごし方と希望する過ごし方の間に少なからずギャップがありました。

日常的に様々な支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

(2) 障がい特性等に応じた切れ目のない支援

～ずっと「住み慣れた地域で」過ごす～

障がい者アンケートでは、「相談時に困ること」として、「どこに相談したらいいかわからない」という意見が多く、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が挙げられています。

障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性などに応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(3) 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」過ごす～

本市においても、災害時要配慮者への支援が課題になっていますが、要支援者の把握や避難先での配慮はもちろんのこと、地域住民の理解や協力体制は重要です。

障がい者アンケートでは、「自力で避難できるか」について約35%が「できない」、 「災害発生時に周囲の人に知らせられるか」について約3割のかたが「できない」と回答しています。また、「災害時に近所に助けてくれる人がいるか」については、「いない」または「わからない」かたが全体の約7割を占め、前回（平成26年度）よりも増えています。さらに、「近所に頼りたいこと」として、「特にない」との回答が多いものの、「緊急時の連絡」や「安否確認・見守り」を求める声もありました。

民生児童委員、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会等の福祉を担う様々な団体・組織が互いに連携し、活動を促すなどして、障がい者の生活を支え、自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに、隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

(4) 社会的障壁の除去と合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

また、合理的配慮とは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のことをいいます。障害者差別解消法における合理的配慮は、障がい者やその家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされています。

障がい者アンケート調査によると、障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」人は約7%、合理的配慮の「内容を知っている」人は約5%にとどまっており、障害者差別解消法の施行から4年経っても障害者差別解消法並びに合理的配慮の普及が十分に進んでいないのが現状です。

このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、啓発や理解促進に努めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開
自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで	1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～	(1) 理解と交流の促進 ①啓発・広報活動の推進 ②交流・ふれあいの居場所づくり ③福祉教育の推進 ④互助の取り組みの推進 ⑤生涯学習(文化、スポーツ等)の振興
	2 障がい特性等に応じた切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～	(2) 保健・医療の推進 ①障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ②保健・医療との連携 ③精神保健福祉対策の推進
	3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～	(3) 療育・教育の充実 ①早期療育体制の構築 ②特別支援教育の充実
	4 社会的障壁の除去および合理的配慮の推進	(4) 自立した生活支援の推進 ①障がい福祉サービス等の充実 ②障がい児支援の充実 ③地域生活移行・定着の促進 ④経済的な支援
		(5) 雇用・就業支援の推進 ①障がい者雇用の促進 ②総合的な雇用・就業支援施策の推進 ③福祉的就労の支援
		(6) 安全・安心な生活環境の整備 ①住まいの場の確保 ②移動手段の充実 ③障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 ④防災対策の推進 ⑤救急・交通安全対策の推進
		(7) 情報提供・相談支援体制の充実 ①障がい特性に応じた情報提供の推進 ②相談支援体制の整備
		(8) 差別の解消及び権利擁護の推進 ①差別解消の推進と合理的配慮の普及 ②虐待の防止 ③権利擁護の推進